

No.	御意見	対処方針（案）
1	<p>【分類基準の箇条書きの記載について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 【案1】-②が一番適切であると思う。さらに、(1)の「原材料の種類及び性質、財又はサービスの生産方法（設備、技術等）」の代替案として「財又はサービスの生産方法（原材料、設備、技術等）」と変更すれば、種類や性質といった表現がなく、より簡潔になると思う。 ○ 原材料は同じだが生産方法が異なる場合（例、日本酒と米酢）があるので、原材料の種類と生産方法を別にしている【案2】-②が良いと思う。 ○ 【案1】と【案2】のどちらでも差支えないが、的確に英訳できるのであれば3つに分けた【案2】が良いと思う。 ○ ISICでは、コンポーネントを列挙して、その後何を優先するかを記載しており、JSICにおいても投入物（原材料）、加工プロセスの種類、アウトプットの順で3点で記載すれば良いのではないかと。 ○ 原材料の種類が同じでもその後の加工の仕方が違うこともあり得るので、3つに書き分けている【案2】-②が良い。 ○ 原材料と生産技術を分けて3つとするのであれば、用途が同じで機能が異なるもの（例、光学カメラとデジタルカメラ）もあるので4つに分けることも考えられるが、全体的に案の内容自体に差異はないと思うので、3つに分けることに異論はない。 ○ ISICのように4つに分けてより明確にする案もあり得ると思うが、【案2】-②で良いと思う。 ○ 【案1】-②がシンプルで理解しやすいと考えていたが、【案2】-②でも、基本的に4つの要素が入っていれば異論はない。 	<p>左記御意見のとおり、前回の産業分類検討チーム会合で提示した分類素案のうち、【案2】-②が良いとおおむねの理解が得られたことから、【案2】-②をベースに修正案を検討することとしたい。</p> <p>（資料1-2参照）</p>
2	<p>【「原材料の種類及び性質」について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「原材料の種類及び性質」における「種類」と「性質」との関係を見ると、「性質」を削除しても良い。 ○ 「原材料」という言葉は物質をイメージさせるので、「投入物」などサービスの要素が入るような表現の方が良い。 	<p>左記一つ目の御意見を受けて、事務局で改めて日本標準産業分類の小分類及び細分類項目における「原材料の種類及び性質」に係る適用状況を確認したところ、おおむね「原材料の種類」を適用することで分けることが可能と認められたので「性質」は削除することとしたい。</p> <p>左記二つ目の御意見については、原材料にはサービスが含まれ</p>

		<p>ることがわかる案も提示することとしたい。 (資料1-2及び同資料別紙1参照)</p>
3	<p>【「生産された財又はサービスの種類（用途、機能等）」について】</p> <p>○ 「生産された財又はサービスの種類（用途、機能等）」については、「種類」を削除して「生産された財又はサービスの用途・機能等」としてはどうか。「機能等」の「等」があれば、用途と機能以外を「等」で読めるので問題ない。</p>	<p>左記御意見をを受けて、事務局で改めて日本標準産業分類における「生産された財又はサービスの種類（用途、機能等）」の基準が該当する分類項目を確認したところ、おおむね用途、機能により分類されていることが確認できたので、「種類」を削除し「生産された財又はサービスの用途・機能等」に修正することとしたい。 (資料1-2及び同資料別紙2参照)</p>
4	<p>【「取り扱われる商品等の種類」について】</p> <p>○ 「取り扱われる商品等の種類」については、売られている商品が異なるのは用途が異なるからとも言えられるので削除しても良いと思う。</p> <p>○ 「取り扱われる商品等の種類」は「用途」の中に含まれると読める気がするため、削除してはどうか。</p> <p>○ 「取り扱われる商品等の種類」については、商品の種類別に分類されている「卸売業、小売業」を意識していると考えられ、それらは機能や用途とは別の意味を持つと思われるため、残しておいても良いのではないか。</p> <p>○ 本来の産業分類のコンセプトや現状からすると、果物屋と八百屋など「取り扱われる商品等の種類」だけが違うものを分けること自体が問題なのではないか。他方、自動車小売店と果物屋であれば、サービスの種類、用途、機能、あるいは生産方法や設備、技術の基準も適用できるので「取り扱われる商品等の種類」を削除して良いと思う。ただし、それを削除すれば、現実には商業のように取り扱う商品等で分けられているものがあるので、それらをどう扱うかは別途検討する必要があると思う。</p>	<p>「取り扱われる商品等の種類」については、削除を支持する御意見と存続を支持する御意見に分かれ、加えて、この基準が主に適用されている大分類I「卸売業、小売業」及び大分類K「不動産業、物品賃貸業」の今後の検討を踏まえる必要があると思われることから、これらの大分類の検討状況を踏まえて結論を出すこととしたい。</p>
5	<p>【「種類」の英訳について】</p> <p>○ 「種類」という言葉を英訳すると「type」だが、「種類」という表現は日本語独特のものと思われ、ISICで使用されている「characteristic」は「特徴、性質」である。「種類」は便利な言葉であるが、それに対応する適当な英語がないため最低限英訳に対応できるものを検討していただきたい。</p> <p>○ 英訳は難しいが、それぞれ日本語と英語で最も的確と考えられる表現とすれば良く、直訳する必要性は低いと思う。</p>	<p>総務省ホームページに日本標準産業分類の英語版が掲載されているが、これによれば「原材料の種類」の英訳は、「types of raw materials」となっている。このことによる支障は、現在まで特段生じていないことから、「原材料の種類」との基準は保持することとしたい。</p>

第6回産業分類検討チーム会合における議題1「一般原則「分類の基準」について(その2)」の資料1-2(抜粋)

(1) 【案1】供給面と需要面に分けた案

【案1】-①

- (1) 原材料の種類及び性質、財又はサービスの生産方法(設備、技術等)
- (2) 生産された財又はサービスの種類(用途、機能等)、サービスの提供先及び取り扱われる商品等の種類

【案1】-②・・・「サービスの提供先」を削除

- (1) 原材料の種類及び性質、財又はサービスの生産方法(設備、技術等)
- (2) 生産された財又はサービスの種類(用途、機能等)、取り扱われる商品等の種類

(1)は供給面を、(2)は需要面をそれぞれ志向した記載内容である。

なお、(1)と(2)のそれぞれの前後の部分を「、」で区切っているが、表記上は「並びに」が適切と考えられる。仮にそのように記載すると箇条書き部分が長くなり、分かり難くなるため、この場合の記載のあり方も検討する。

(2) 【案2】ISICの記載を参考にして3つに書き分けた案

【案2】-①

- (1) 原材料の種類及び性質
- (2) 財又はサービスの生産方法(設備、技術等)
- (3) 生産された財又はサービスの種類(用途、機能等)、サービスの提供先及び取り扱われる商品等の種類

【案2】-②・・・サービスの提供先を削除

- (1) 原材料の種類及び性質
- (2) 財又はサービスの生産方法(設備、技術等)
- (3) 生産された財又はサービスの種類(用途、機能等)、取り扱われる商品等の種類

ISICの記載を参考にして、①インプット、②生産プロセスと技術、③アウトプット関係のそれぞれを主旨として箇条書きにしたものである。

なお、(3)の表記上の記載に関しては上述の(2)と同様である。